

付 議 第 7 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、「第5条」を「第5条又は職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条若しくは第14条第1項」に改め、同項第6号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された者とみなして、この規則による改正後の指導を要する教職員の取扱いに関する規則の規定を適用する。

高知県教育委員会規則

◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

新	対	照
新		表
		旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（抜粋）

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

第2条 この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

（1）～（3） 略

（1）～（3） 略

（4） 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条又は職員~~の~~定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条若しくは第14条第1項の規定に基づき採用された者でないこと。

（4） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定に基づき採用された者でないこと。

（5） 略

（5） 略

（6） 臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）でないこと。

（6） 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）でないこと。

2 略